

64

追書前同文言

七年四月廿三日

仕申付候条為御心得此段及御違候也

不明右四名之者當使江採用昨廿二日等外一等出

日然下

其縣士族本間傳学森田金弥古澤容儀姓尾政男

日然

御中

新潟縣

開拓判官

才七百三号

(朱)

(印)

63

第七百貳拾六号

東京府

開拓判官

御中

其府士族服屋紀哉弟同苗義信本日当使御用懸  
申付。同管下平民大倉幸三郎昨廿四日同断申付  
候。奈此段為御心得及御達候也

七年四月廿五日

(未)

第七百二十五号

東京府

開拓判官

御中

其府下平民大倉幸三郎昨廿四日當使御用懸申

付候条此段為御心得及御達候也

七年四月廿五日

才七百三十三号 (朱) (印)

東京府 開拓判官

御中

其府下平民赤坂田町五丁目三番地居住土田宗

助當使へ採用いたし度候条御差支無之候ハ、

明廿八日。祀服着用當使へ出頭候様達有之度

此段及御遊候也

御懸合

七年四月廿七日

(欄外末)

四ノ三百二

(末)

度八百九十二号

府下平民赤坂田所五丁目三番地居住土田宗助

御採用ニ付差支無之ハ御使工出頭達シ方御挂

合之趣致承知然ル如右ハ静岡縣貫属士族土田

宗厄介籍土田平九郎事ニ而府下寄苗之者ニ有

如忠

之候間本管廳工御懸合相成候様致シ度此段及

\*平成 24 年 7 月 24 日、「北海道立文書館」閲覧室宮崎氏より受領  
(簿書 1520-収録件名簿 108-件名 65)

件名：東京府下平民大倉幸三郎開拓使御用懸申付ノ件

年月日：明治 7 年 4 月 25 日

資料名：任解文移録 明治 7 年 1 月

主務者名：開拓使東京出張所庶務課

本文： 第 725 号

東京府 開拓判官 御中

其府下平民大倉幸三郎昨二四日當使御用懸申付候条此段為御心得及御達候也

本文を訳すと、「東京府在住の平民 大倉幸三郎、昨日 24 日に当開拓使の御用掛を申付けるので心得ておくよう達する。」といったようなことでしょうか。

下の参考欄に記したように、他の平民には住所があり出頭を指示していることを考えれば、幸三郎はすでに東京府の仕事、例えば東京府の船に乗船していたのではないのでしょうか。ちなみに、海上自衛隊艦艇乗員の住所は所属総監部であり国勢調査では独身者は船員？既婚者は母子家庭で登録です。

参考 新潟懸 開拓判官 御中「新潟県士族：・・・当使江採用・・・」

東京府 開拓判官 御中「東京府士族：・・・当使御用懸申付・・・」

東京府 開拓判官 御中「東京府下平民「住所」居住：・・・当使へ採用・・・礼服着用当使へ出頭候・・・」

欄外 「府下平民「住所」居住：・・・御採用・・・御使エ出頭・・・」